

一管区水路通報第 1 1 号

平成31年3月22日

第一管区海上保安本部

第130項	北海道南岸	室蘭港	ヨット帆走訓練等
第131項	北海道南岸	白老港	小型船舶操縦訓練
第132項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第133項	北海道西岸	稚内港	防波堤補修作業
第134項	北海道西岸	石狩湾港	水深減少等
第135項	北海道西岸	石狩湾港	水深減少等
第136項	北海道西岸	奥尻島	照射灯設置

お 知 ら せ

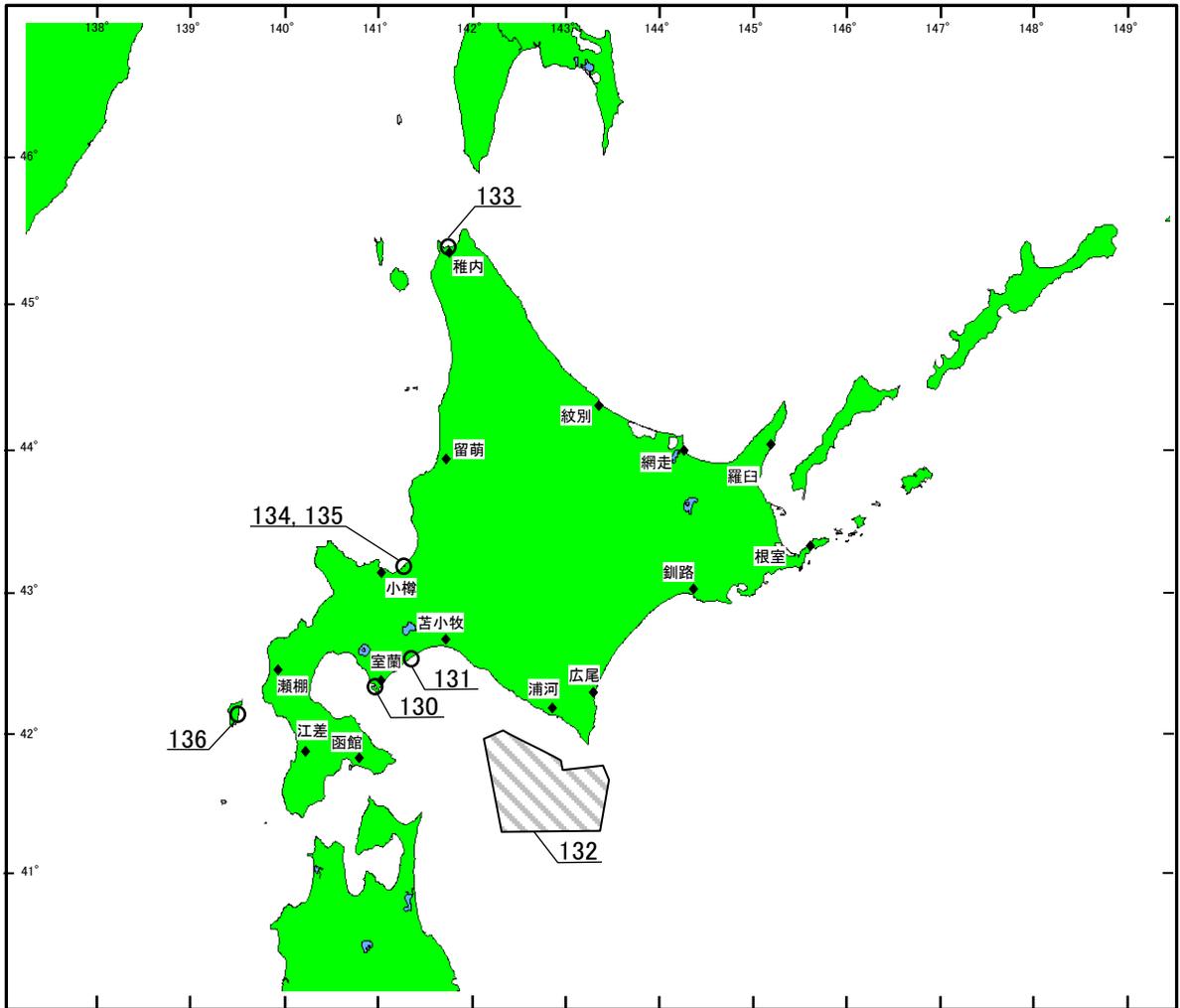
- 「海水情報センター」開所について
第一管区海上保安本部に平成30年12月20日「海水情報センター」を開所しました。
海水情報は下記の方法により入手できます。
1. 海水情報FAX番号 0134-32-9301(ポーリングサービス)
 2. インターネットによる提供
第一管区海上保安本部海水情報センターのホームページ
URL : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/lcenter.html>



※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。
インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>
FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301
インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



事項別索引

水深関係	-----	134、135
訓練・試験関係	-----	130、131、132
航路標識関係	-----	136
港湾施設関係	-----	133

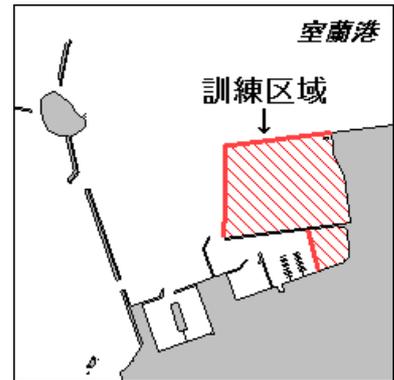
31年130項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 ヨット帆走訓練等

下記区域で、ヨット帆走訓練及びカヌー漕艇訓練が実施される。

- 期 間 平成31年4月1日～10月30日 0800～日没
- 区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 42-20-33.0N 140-56-10.1E (岸線上)
 - (2) 42-20-45.9N 140-56-10.2E
 - (3) 42-20-47.8N 140-56-30.3E (岸線上)
- 2 下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (4) 42-20-28.4N 140-56-27.8E (岸線上)
 - (5) 42-20-34.2N 140-56-25.9E (岸線上)

備 考 訓練中、区域内に旗竿付浮標設置
警戒艇配備

海 図 W16-JP16
出 所 室蘭港長



31年131項 北海道南岸 — 白老港 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

- 期 間 平成31年3月25日～4月5日 0830～1700
- 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 42-31-12N 141-18-51E
 - (2) 42-31-07N 141-18-57E
 - (3) 42-31-05N 141-18-55E
 - (4) 42-31-10N 141-18-49E

備 考 訓練中、区域内に赤色浮標3基(約50m間隔)設置

海 図 W1404
出 所 室蘭海上保安部



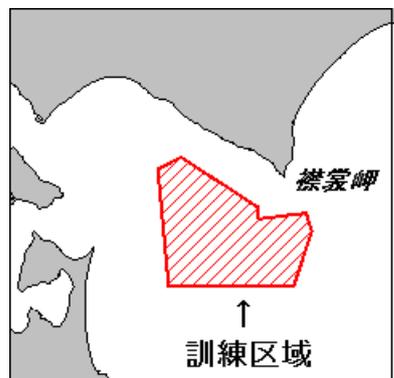
31年132項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 平成31年4月1日～30日(土、日、祝日を除く)
0800～1700

- 区 域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 41-38-14N 142-59-46E
 - (2) 41-40-45N 143-26-26E
 - (3) 41-33-10N 143-29-46E
 - (4) 41-10-10N 143-19-46E
 - (5) 41-10-10N 142-09-47E
 - (6) 41-59-09N 142-03-47E
 - (7) 42-04-09N 142-16-46E
 - (8) 41-43-09N 142-59-46E

海 図 W1030-JP1030
出 所 防衛省防衛政策局



31年133項 北海道西岸 — 稚内港 防波堤補修作業

下記位置で、起重機船及び潜水士による防波堤補修作業が実施されている。

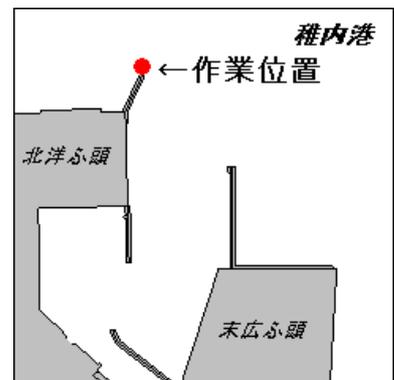
期 間 平成31年3月13日～28日のうち3日間 日出～日没

区 域 45-24-39.3N 141-41-09.0E 付近

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内港長



31年134項 北海道西岸 - 石狩湾港 水深減少等

下記区域に、水深減少区域及び浅所が存在する。

区 域 1 下記2地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より約0.5m～約1m減少している。

(1) 43-13-29.2N 141-17-47.6E

(2) 43-13-25.7N 141-17-32.5E

2 下記位置に、浅所が存在する。

(3) 43-13-56.5N 141-17-15.4E 水深 約 19m

(4) 43-13-51.1N 141-17-22.2E 水深 約 14.5m

(5) 43-13-47.5N 141-17-15.0E 水深 約 19m

(6) 43-13-46.4N 141-17-52.0E 水深 約 14m

(7) 43-13-40.6N 141-17-47.2E 水深 約 12.5m

(8) 43-13-32.5N 141-17-42.7E 水深 10.5m

(9) 43-13-42.3N 141-18-24.6E 水深 9.2m

(10) 43-13-18.2N 141-18-03.8E 水深 約 6.5m

(11) 43-13-11.8N 141-18-17.8E 水深 約 1.5m

(12) 43-13-12.4N 141-17-47.0E 水深 7.8m

(13) 43-12-59.6N 141-17-45.0E 水深 約 8.5m

(14) 43-12-57.6N 141-17-49.8E 水深 約 7.5m

(15) 43-12-29.0N 141-17-53.0E 水深 約 6.5m

(16) 43-12-34.0N 141-18-10.6E 水深 約 0.5m

(17) 43-13-05.8N 141-17-22.0E 水深 13.6m

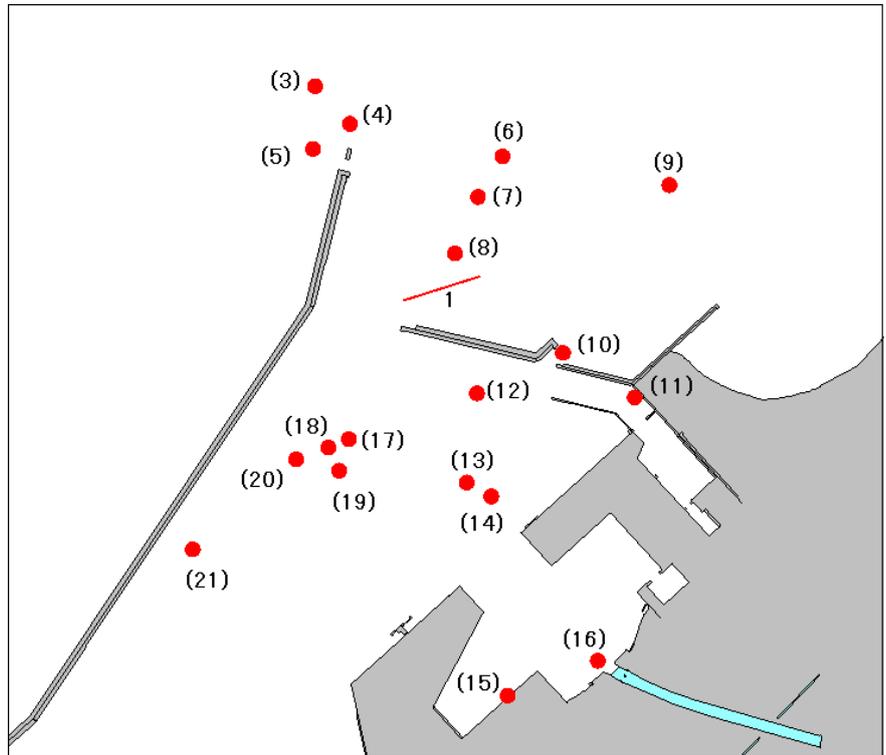
(18) 43-13-04.6N 141-17-18.0E 水深 13.7m

(19) 43-13-01.3N 141-17-20.1E 水深 13.7m

(20) 43-13-02.9N 141-17-11.7E 水深 13.5m

(21) 43-12-50.0N 141-16-51.5E 水深 12.1m

海 図 W 7
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



31年135項 北海道西岸 — 石狩湾港 水深減少等
一管区水路通報30年16号198項削除

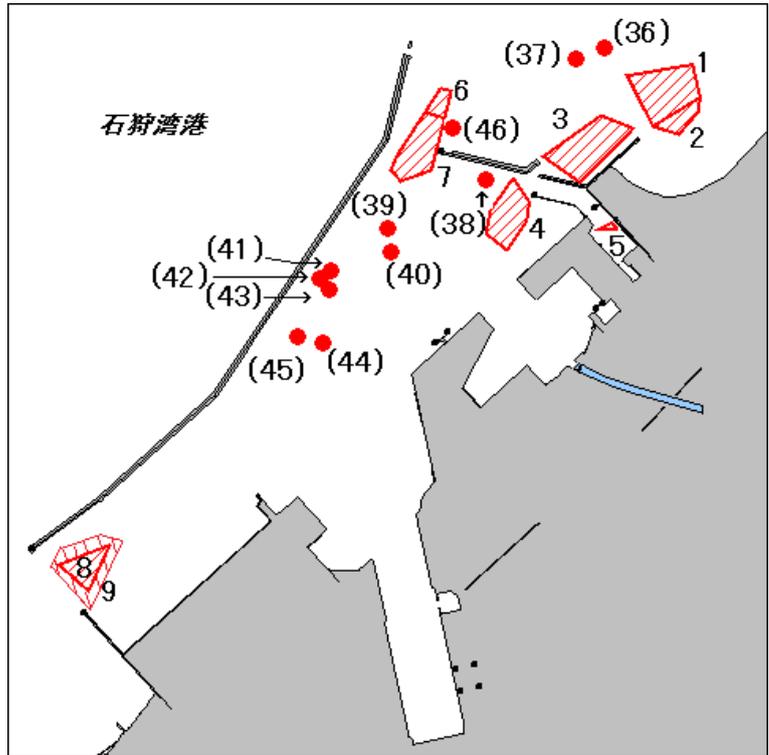
下記区域に、浅所及び水深減少区域が存在する。

- 区 域
- 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約0.5m~1.0m減少している。
 - (1) 43-13-42.2N 141-18-51.0E
 - (2) 43-13-34.6N 141-18-53.3E
 - (3) 43-13-27.9N 141-18-38.5E
 - (4) 43-13-39.6N 141-18-30.3E
 - 2 上記(2)及び(3)並びに下記2地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.0m~2.0m減少している。
 - (5) 43-13-31.2N 141-18-52.7E
 - (6) 43-13-26.0N 141-18-46.6E
 - 3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約0.5m~1.5m減少している。
 - (7) 43-13-30.4N 141-18-22.1E
 - (8) 43-13-27.4N 141-18-32.3E
 - (9) 43-13-14.9N 141-18-15.5E
 - (10) 43-13-20.9N 141-18-03.9E
 - 4 下記6地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約0.5m~3.0m減少している。
 - (11) 43-13-15.9N 141-17-54.4E
 - (12) 43-13-10.4N 141-17-59.5E
 - (13) 43-13-05.9N 141-17-58.6E
 - (14) 43-12-59.2N 141-17-52.5E
 - (15) 43-13-03.1N 141-17-45.8E
 - (16) 43-13-08.5N 141-17-47.3E
 - 5 下記3地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.0m減少している。
 - (17) 43-13-03.9N 141-18-27.3E
 - (18) 43-13-04.0N 141-18-21.5E
 - (19) 43-13-05.6N 141-18-25.6E
 - 6 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.0m~2.0m減少している。
 - (20) 43-13-36.7N 141-17-31.5E
 - (21) 43-13-36.1N 141-17-34.9E
 - (22) 43-13-29.8N 141-17-32.8E
 - (23) 43-13-31.1N 141-17-26.6E
 - 7 上記(22)及び(23)並びに下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約0.5m~1.5m減少している。
 - (24) 43-13-17.7N 141-17-28.6E
 - (25) 43-13-15.2N 141-17-19.0E
 - (26) 43-13-17.7N 141-17-15.9E
 - (27) 43-13-21.1N 141-17-17.8E
 - 8 下記3地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.5m~3m減少している。
 - (28) 43-11-51.0N 141-15-47.3E
 - (29) 43-11-40.3N 141-15-40.6E
 - (30) 43-11-46.4N 141-15-31.3E
 - 9 下記5地点を結ぶ線により囲まれる海域（上記8を除く）は、海図記載水深より約0.5m~1.5m減少している。
 - (31) 43-11-54.0N 141-15-41.6E
 - (32) 43-11-50.7N 141-15-48.3E
 - (33) 43-11-36.3N 141-15-39.8E
 - (34) 43-11-46.7N 141-15-29.1E
 - (35) 43-11-51.0N 141-15-31.6E

10 下記位置に、浅所が存在する。

- (36) 43-13-45.6N 141-18-23.6E 水深 約 10m
- (37) 43-13-43.1N 141-18-14.8E 水深 約 10.5m
- (38) 43-13-15.0N 141-17-46.1E 水深 約 9m
- (39) 43-13-04.0N 141-17-15.2E 水深 約 13.5m
- (40) 43-12-58.3N 141-17-16.4E 水深 約 14m
- (41) 43-12-54.2N 141-16-57.3E 水深 約 12m
- (42) 43-12-52.1N 141-16-54.1E 水深 約 12m
- (43) 43-12-49.7N 141-16-57.1E 水深 約 11m
- (44) 43-12-37.5N 141-16-54.9E 水深 約 9.5m
- (45) 43-12-38.7N 141-16-47.0E 水深 約 10m
- (46) 43-13-29.1N 141-17-34.2E 水深 約 10m

備考 一管区水路通報 30 年 16 号 198 項のうち、8 の水深減少値幅の変更及び 9 の追加
 海図 W 7
 出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



31年136項 北海道西岸 — 奥尻島、奥尻港北方 照射灯設置

下記のとおり、照射灯が設置された。

名 称	奥尻港北方仮設照射灯
位 置	41-11-20N 139-31-25E
塗色・構造	灰色 やぐら形
灯 質	不動白光
高 さ	20メートル
備 考	この照射灯は、本灯の東方約370メートルの球島岩及び 本灯の南東方約410メートルのえびす岩上の標柱 (塗装しない柱形 平均水面上から頂部までの高さ1.1メートル) を照らす
海 図	W32
出 所	第一管区海上保安本部交通部

